



福岡県医発第2189号（地）
平成25年12月16日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の
実態把握について（協力依頼）

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県保健医療介護部を通して、厚生労働省より通知がありましたのでご連絡いたします。

本通知は、感染症法第12条に基づく日本脳炎及び急性脳炎（病原体が不明である症例に限る）の発生届及び予防接種法第12条に基づく副反応報告書（症状が脳炎、脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）であるも）の提出後、別紙に基づき病原体検査を実施する際に、当該患者の検体確保等に協力を要請するものです。

つきましては、貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知協力方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

25保衛第2542号

平成25年12月6日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、感染症法第12条に基づく日本脳炎及び急性脳炎（病原体が不明である症例に限る）の発生届及び予防接種法第12条に基づく副反応報告書（症状が脳炎、脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）であるもの）を提出いただいた際に、別添通知に基づき、病原体検査を実施する場合がありますので、当該患者の検体確保等に御協力いただきますよう、貴会会員に対して周知をお願いします。

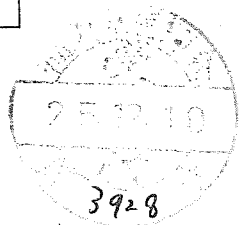
お問い合わせ先

保健医療介護部保健衛生課感染症係

担当：中山

TEL：092-643-3268 FAX：092-643-3282

E-mail：nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp





事 務 連 絡

平成25年11月22日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）感染症対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について

日頃より、感染症対策及び予防接種行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24度、日本脳炎ワクチン接種後の死亡例、脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎(ADEM)例の報告を受けて、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会において、日本脳炎ワクチンの安全性及び今後の定期接種の取扱いについて検討されたところです。

現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において、日本脳炎は四類感染症として、また、急性脳炎は五類感染症として、都道府県知事等への届出が義務付けられております。急性脳炎については、平成23年には258例の報告があったものの、うち119例(46.1%)は原因不明となっており、日本脳炎を含めた急性脳炎・脳症を引き起こす感染症の実態を解明することが重要な課題となっております。

また、定期の予防接種後に発生した急性脳炎・脳症につきましては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定に基づき、速やかに厚生労働省に報告されることとされておりますが、予防接種との因果関係の評価を行う上で、他の要因の可能性を検証することも重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、今般、「厚生労働科学研究費補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）」において、「日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態・病因解明に関する研究（研究代表者：多屋馨子）」を実施することとなりました。

貴職におかれましては、原因不明の急性脳炎・脳症の病因解明を行うとともに



に、ワクチンの安全性の評価に資するため、下記の対応につきご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 感染症法に基づき医療機関から届出のあった急性脳炎症例のうち、病原体不明とされた症例については、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所における当該検査の費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となることを申し添える。

2. 上記1の検査を実施し、病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合については、研究班において詳細な解析を行うことができるので、以下の研究代表者に連絡されたい。

3. 予防接種法に基づき予防接種後の副反応として厚生労働省に届出られた脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）症例については、厚生労働省より都道府県等に対し原因究明のため、協力要請を行う場合がある。その場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体の検査等を実施されたい。

□ 研究課題名：日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症の実態・病因解明に関する研究

研究代表者：多屋 馨子（たや けいこ）

研究機関：国立感染症研究所 感染症疫学センター

連絡先：TEL:03-5285-1111（代）

FAX:03-5285-1129

e-mail: ktaya@niid.go.jp